

**「令和7年地方分権改革に関する提案募集」に係る
九州地方知事会の提案に対する対応方針について**

令和8年1月27日
九州地方知事会事務局

九州地方知事会では、平成26年から導入された地方分権改革「提案募集方式」に積極的に取り組んでおります。

令和7年に内閣府へ提案いたしました19項目について、別紙のとおり関係府省から対応方針が示されましたので、お知らせします。

引き続き九州各県と協力して、提案実現に向けた取組を進めてまいります。

【概要】 詳細は別紙のとおり

対応状況の区分	九州地方知事会共同提案	(参考) 全国計
提案の趣旨を踏まえ対応	13	288
現行規定で対応可能	1	24
実現できなかったもの	3	43
計	17 (※)	355

(※) 提案した19項目のうち2項目については、提案募集の対象外として整理された。

【連絡先】

九州地方知事会事務局 大岩根、黒木
(宮崎県 総合政策部 広域連携課内)
TEL 0985-26-7956

「令和7年地方分権改革に関する提案募集」 九州地方知事会共同提案 結果概要

	提案項目	提案内容	制度の所管 ・関係府省	結果	対応方針	提案県
1	災害時情報共有システムの対象施設の拡大	災害時の情報収集について、保育所や認定こども園（幼稚園型を含む）、放課後児童クラブ等は国が整備している災害時情報共有システムを活用できるが、幼稚園は、当該システムが活用できずメール等による報告となっている。幼稚園についても、同システムを活用し、災害時の情報収集を一本化していただきたい。なお、文部科学省において引き続き幼稚園に係る情報が必要な場合は、災害時情報共有システムより情報を取得するようご対応いただきたい。	こども家庭庁 文部科学省	○	【こども家庭庁(1)】【文部科学省(1)(iv)】 学校教育法(昭22法26) 幼稚園の被災状況等の情報収集・共有については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、最適なシステム化の方策を検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	熊本県
2	特定健診に係る事務において個人住民税課税台帳情報の利用が可能であることの明確化	個人住民税課税台帳情報について、特定健診に係る事務において活用できるよう明確化することを求めるもの。 具体的には以下2点について、税情報が利用可能である旨を通知等文書にて明確化することを要求するもの。 ①市町村国保の加入者の個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、勤務先） ・市町村税務部門から市町村国保部門への情報提供。 ・【利用目的】自治体を実施する特定健診の受診率向上。 ②市町村国保の加入者名リスト ・市町村国保部門から事業者へ情報提供。 ・【利用目的】特定健診のみなし健診となり得る事業主健診の受診結果を自治体から事業者に請求する際に、市町村税務部門の情報を基に作成した対象者名リストを事業者に提供すること。	総務省 厚生労働省	○	【総務省(27)】【厚生労働省(27)(i)】 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80) 市区町村が特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために事業者等に健康診断に関する記録の写しの提供を求める場合(27条3項及び4項)については、市区町村の事務の効率化のために、住民税課税情報を利用することの可否について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	山口県
3	教育支援体制整備事業費交付金の交付における都道府県経由事務の廃止	教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）で実施する事業について、「私立幼稚園施設整備費」同様、国から事業者への直接補助とすることを求める。 ※都道府県における予算計上手続きを不要とすることを求めており、事務処理及び会計処理は引き続き都道府県が担うことを想定し、都道府県の関与なく事業実施を求めるものではない。	文部科学省	○	【文部科学省(18)】 教育基本法(平18法120) 教育支援体制整備事業費交付金のうち、認定こども園設置促進事業については、都道府県の円滑な事務に資するよう、以下のとおりとする。 ・令和7年度事業から交付決定のスケジュールの前倒しを行った。 [措置済み(令和7年7月1日付け文部科学大臣通知)] ・上記のスケジュールの前倒しによる効果や影響を踏まえ、更なるスケジュール等の見直しについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	熊本県
4	国家資格「計量士」の登録	国家資格「計量士」の登録について、 (1)登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととする。 (2)計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。	デジタル庁 経済産業省	○	【デジタル庁(28)】【経済産業省(5)(ii)】 計量法(平4法51) 計量士の登録申請(施行令32条1項)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化の可否を検討するとともに、都道府県の事務負担の軽減を図る観点から、当該登録に必要な申請者の実務経験の証明について計量行政に関する自治事務(検定(16条1項2号イ)、定期検査(19条1項)、立入検査(148条1項)等)で得られる知見を都道府県が有していることを考慮しつつ、都道府県の意見を踏まえ、都道府県経由事務の廃止の是非について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、デジタル化された計量士登録証(施行令34条1項)を、その原本とすることについては、国家資格等情報連携・活用システムの仕様等を踏まえつつ、検討する。	鹿児島県
5	消防分野における叙勲等栄典事務に係る手続きの効率化	調書等作成における記載内容や提出書類の削減など作成書類の簡素化及びシステム化や事務効率化のためのツールの導入を要望するもの。	内閣府 総務省	○	【内閣府(9)(i)】【総務省(41)(i)】 栄典関係事務 消防分野における都道府県による栄典の候補者の推薦については、関係資料の作成上の注意事項を付記した記載例の更なる充実を図り、当該記載例を都道府県に提供するとともに、履歴書等の情報を基に審査票を簡便に作成できる審査票等作成支援ツールを活用することにより、資料作成業務の効率化が可能であることを、都道府県に改めて周知した。 [措置済み(令和7年12月1日付け消防庁総務課表彰係事務連絡)]	宮崎県

6	各種補助金交付事務における変更申請手続に係る要件の統一及び基準緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30 パーセント」とある部分については「50 パーセント」と「400 万円」とある部分については「1,500 万円」と改正することを求める。 【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱】 ・第9の1(1)イ(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)	農林水産省	○	【農林水産省(15)】 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金については、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が事業を円滑に推進できるよう、令和7年度中に「農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱」(昭33 農林省)を改正し、農林水産大臣の承認申請を要しない軽微な変更についての要件を緩和する。	熊本県
7	特殊車両通行許可制度の申請・許可業務のシステム一元化	特殊車両通行許可制度における国管理道路と都道府県管理道路のオンライン申請システムを統一化(申請窓口を一元化)し、特殊車両通行確認制度と同様に、原則システム上で許可の判断を自動的にに行い、許可証を電子的に交付すること。 申請経路にデータ未登録の道路が含まれる場合には、システムが自動で各道路管理者へ個別に照会をかける機能を追加すること。 また、自治体が管理する道路データの登録について、自治体から登録の要望があったものについては、特殊車両通行許可申請に係る事務の効率化を図るため、早急に対応すること。	国土交通省	○	【国土交通省(18)(i)】 道路法(昭27 法180) 特殊車両通行確認制度(47 条の10 第1項)については、更なる利用促進を図るとともに、地方公共団体の負担軽減に資するよう、電子化してもなお個別に審査を要する箇所について令和7年度中に地方公共団体に対するヒアリング等を実施し、その結果を踏まえて地方公共団体に対し必要な支援を行う。	鹿児島県
8	行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務は都道府県知事ではなく総務大臣が行うこととする	行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務(試験事務)については、「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととするよう見直しを求める。	総務省	○	【総務省(13)】 行政書士法(昭26 法4) 行政書士試験については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県が指定試験機関に合格の決定に関する事務を行わせることを可能とすることについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	福岡県
9	財産区議会設置条例等の提案権の市町村長への移譲	地方自治法第295 条に基づく、財産区議会(総会)設置条例の制定・改廃に係る条例の提案権について、都道府県知事への専属を廃止し、市町村長に移譲することを求める。	総務省	○	【総務省(1)(iv)】 地方自治法(昭22 法67) 財産区の議会又は総会の設置に関する条例(295 条)の制定及び改廃については、都道府県知事に加え、市区町村等も議案を提出することを可能とする。	福岡県
10	衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出書の様式見直し	現行の衆議院比例代表選挙の調書(規則第17 号様式の2)においては、「職業」欄とは別に、「衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄が設けられていることから、衆議院小選挙区選挙の立候補届出書についても同様の欄を設けることにより、兼業禁止の職を自動失職した場合に、異動届の提出を不要とすること。 また、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式について、同様に見直すこと。	総務省	○	【総務省(7)(i)】 公職選挙法(昭25 法100) 衆議院小選挙区選出議員の選挙及び衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出については、省令を改正し、当該候補者が兼ねることができない職を辞したものとみなされる場合における当該届出の記載事項(「職業」欄)に係る異動の届出を不要とした。 [措置済み(公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(令和7 年総務省令第64 号))]	鹿児島県
11	全国市町村要覧の編纂に係る調査のオンライン化	紙媒体で実施されている調査について、電子媒体で実施し、一斉調査システムの利用を通じたオンラインでの回答を可能とすること。また、市町村が担当する業務は、都道府県を経由せず、直接国に対して回答できるようにすること(都道府県が担当する業務は引き続き、一斉調査システムを通じて都道府県から回答)。	総務省	○	【総務省(40)】 全国市町村要覧の編纂に関する事務 全国市町村要覧の編纂については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、全国市町村要覧の在り方を検討の上、今後も継続して編纂する場合には、令和8年度から一斉通知・調査システム等を活用するとともに、都道府県の経由を要しないこととし、都道府県及び市区町村がそれぞれ国へ直接回答する方法に変更することとする。	山口県
12	奨学給付金制度申請手続のオンライン化	高校生等奨学給付金申請について、高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shien を改修するなど、国において、オンライン申請可能なシステムを整備すること。	デジタル庁 文部科学省	○	【デジタル庁(35)】【文部科学省(28)(ii)】 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金) 高校生等奨学給付金の申請手続については、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、申請者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、地方公共団体の事務の実態把握を行った上で、オンライン申請を可能とすることについて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	山口県

13	生成AIシステムの利用環境の整備	国の責任において、地方自治体が安心・安全に活用できる生成AI システムの利用環境を整備すること。	デジタル庁 総務省	○ 【デジタル庁(37)】【総務省(44)】 AI の活用環境の整備に関する事務 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)及び「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第4.0版】」(令7総務省)に基づく地方公共団体におけるAI の活用環境の整備については、以下のとおりとする。 ・「自治体におけるAI 活用・導入ガイドブック」(令4総務省情報流通行政局地域通信振興課)を改訂し、地方公共団体が作成する生成AI 利用ガイドラインのひな形を地方公共団体に通知した。 [措置済み(令和7年12月16日付け総務省情報流通行政局地域通信振興課、自治行政局市町村課行政経営支援室事務連絡)] ・地方公共団体がAI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、AI の活用環境の提供について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	山口県
14	都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」の推進やそれに資する規制の緩和等	広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう新たな枠組みの検討や規制の緩和等を行う。	内閣官房 総務省 その他関係府省 庁	○ 【内閣官房(4)】【総務省(51)】 広域リージョン連携 広域リージョン連携ビジョンに基づくプロジェクトを推進するに当たって十分な成果を生み出すために支障となる規制等が存在する場合、関係府省庁が連携して検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	九州地方知事会